

ナイトタイムエコノミー推進事業運営業務委託 仕様書

1 業務名

ナイトタイムエコノミー推進事業運営業務

2 業務の目的

本業務は、冬季夜間という来訪ハードルの高い時期において、どのようなコンテンツが来訪促進および市内消費の拡大につながるかを検証する社会実験として位置づけるものである。けやきライトパレードとの相乗効果を測定し、その成果を次年度以降の事業展開に資する知見として蓄積することを目的とし、以下の観点から事業を推進する。

- ① 夜間の賑わいを創出し、市内消費を拡大することで、持続的なナイトタイムエコノミーの推進を図ること。
- ② 「けやきライトパレード」との相乗効果を活かしつつ、大通りに面していない店舗にも観光客をはじめとした人の流れを呼び込むなど、周辺エリアにその効果を波及させること。
- ③ 冬季夜間における来訪促進の可能性を検証し、ウォーカブルなまちなかの理想的な未来像を試行する社会実験として取り組み、その成果を次年度以降に継承・発展させる基盤を形成すること。
- ④ 本市における観光コンテンツとしてのけやきライトパレードの全国的な認知率向上を図ること。

3 業務発注の経緯

本年で4回目を迎えるけやきライトパレードが、日本一のイルミネーションストリートとして更なる進化を遂げるにあたって、本市として、民間主導の本パレードが全国的に認知され、今後の本市観光産業に大きく貢献する市を代表する観光コンテンツに成長させるとともに、けやきライトパレードと相乗効果のある形で、観光客をはじめとする人の流れを創出し、夜間の賑わい創出や市内消費の拡大など、ナイトタイムエコノミーの推進を図る必要があることから、本委託業務を発注する運びとなった。

4 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 ナイトタイムエコノミー推進事業概要

(1) 実施内容

けやきライトパレードのライトアップ時間帯を中心に、夜間の賑わい創出や市内消費の拡大に貢献するなど本委託業務の目的に適合する事業を一定期間にわたり実施す

る。

※現段階で、想定している事業は下記のとおり（あくまで例示列举であり、提案者により実施事業を選択・提案可）。

- ア けやきライトパレードを活用した市内周遊型謎解きコンテンツ
- イ ログイニングやウォークラリー等の回遊促進事業
- ウ バルやバーホッピング等の夜間消費促進事業
- エ デジタルスタンプラリー等の周遊促進事業
- オ その他、本業務の目的に資する事業

なお、本委託業務において実施する事業は一種類に限定する必要はなく、業務の目的に合致する場合は複数の事業を組み合わせることも可能とする。

（２）実施時期

契約締結日以降、けやきライトパレード開催期間である 2027 年 2 月 28 日（日）までの間で、市と提案者が協議の上決定した日に実施すること。

※発注者としては、本業務の目的に鑑み、1 日だけのイベントを想定しておらず、一定期間に渡って事業が展開されることを期待しているところである。具体的な実施期間や日程については、集客見込み等も踏まえて、企画提案の中で、提案者から提案されたい。

（３）実施場所

けやきライトパレードが実施される通り沿いの道路空間や公共空間、周辺の施設（和歌山駅前商店街、和歌山城西の丸広場、城前広場、和歌山市駅前広場、和歌山城ホール前広場など）を想定しているが、提案者は発注者である和歌山市と協議の上、実施場所を決定する。

※けやきライトパレードと相乗効果のある場所であれば、提案者において、上記以外の場所を提案することも可能。

※各施設の使用申請については、発注者の和歌山市も情報提供や相談は行うものの、最終的な申請作業については、原則として提案者において実施するものとする。

（４）実施方法

委託業務の実施手法については、原則として、法律に抵触し、公序良俗に反しない限りにおいて自由であり、提案者の創意工夫により実施すること。ただし、本委託業務の目的にも照らし、次の要件を満たすものでなければならない。

- ア けやきライトパレードと相乗効果のある内容とすること
- イ 市内の夜間消費が拡大される取組とすること
- ウ 市内の回遊促進につながる内容とすること
- エ 21 時以降、大きな音を出す事業は実施しないこと

6 業務内容

本委託業務の目的や経緯を十分に把握し、ナイトタイムエコノミー推進事業概要を基に以下の業務を実施する。

(1) ナイトタイムエコノミー推進事業の企画

ア 市の業務目的等を理解し、より魅力的な内容となるよう企画立案（当日、悪天候等により実施できない場合の代替案の提案を含む）を行うこと。

イ 本委託業務は観光客及び市民を対象に実施するものであるが、目的達成に向けた最もふさわしいターゲットは提案者において設定を行うこと。

ウ 市内飲食店、商店街、観光施設その他民間事業者等との連携により、夜間消費及び回遊促進につながる仕組みを構築すること。

エ 社会実験としての位置づけを踏まえ、本事業における成果指標（K P I）を設定し、その達成に向けた実施計画を示すこと。

(2) ナイトタイムエコノミー推進事業の運営

ア 委託業務を実施するにあたり、市と十分協議及び調整を行うこと。

イ 委託業務の実施にあたっては実施スケジュール（準備段階を含む）と運営マニュアルを作成し提出すること。運営マニュアルは、人員配置、会場レイアウト、緊急時連絡先を含む内容とすること。

ウ 事業実施に必要な会場の借上げや資機材等の各種手配、事務手続き、設置及び撤去を行うこと。

エ 出店者が調理を行う場合、調理に必要な火気器具等は、出店者が準備するものとする。

オ 事業の円滑な運営に必要なスタッフを適切に配置すること。

カ 事業実施中は運営責任者が常駐し、運営管理や各種問合せ対応に当たること。

キ 当該事業に対する適切な保険に加入すること。

ク 事業実施に関して必要な資格・認証・許可等の取得手続きは、提案者の責任において適切に行うこと。なお、費用が発生する場合は、提案者の負担とする。

ケ 事故防止対策等安全に配慮すること。

コ 雨天時における突発的なトラブル（中止の場合も含む）など危機管理について配慮すること。

サ 事業運営に必要な関係者と連絡調整を行い、円滑な事業運営に努めること。

シ 連携店舗及び関係事業者の募集、調整及び運営支援を行うこと。

ス 事業実施期間中において、参加者が継続的に利用できるような適切な運営体制を構築すること。

(3) ナイトタイムエコノミー推進事業の広報

県外からも誘客を図るため、事業実施前から積極的かつ効果的な広報活動を展開すること。

広報手法については、SNS広告、デジタル広告、インフルエンサー活用、メディア

掲載その他ターゲットに応じた手法を提案すること。

(4) ナイトタイムエコノミー推進事業の効果測定

- ア 実施期間中は参加者及び連携店舗等へのアンケートを実施し、その結果を報告すること。設問内容については、市と協議の上決定すること。
- イ 事業実施後に経済効果算定書を提出すること。経済効果の算定方法やその考え方については、あらかじめ企画提案書において示すこと。
- ウ 本事業を社会実験として位置付け、事業実施による効果、課題及び改善点を分析するとともに、次年度以降の展開に向けた提言を行うこと。
- エ 効果測定に当たっては、参加者数、連携店舗数、店舗利用件数、推計消費額、SNS等による情報発信量その他適切な指標を設定し検証を行うこと。

7 提出書類

(1) 契約締結後、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

- ア 業務計画書
- イ 実施スケジュール

(2) 遅くとも事業実施2週間前までを目途に、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 運営マニュアル
- イ 会場レイアウト図
- ウ 広報用制作物の版下データ（PDF形式）

(3) 委託業務を終了したときは、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 委託業務完了届
- イ 実績報告書

※事業概要、実施内容、参加者数、連携店舗数、広報実績、アンケート結果、経済効果、課題及び次年度に向けた改善提案を含むものとする。

- ウ 収支報告書
- エ 経済効果算定書
- オ 記録写真
- カ その他広報用制作物等本業務で作成、入手した資料等

(4) 上記、提出書類のデーター式

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律その他個人情報に関する法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9 委託業務実施に係る留意事項

(1) 基本事項

ア 受託者は実施内容を市と十分協議し、業務計画書を作成したうえで市の承認を得て企画運営業務を行うこと。

イ 受託者は、業務の執行にあたり、市と定期的な打合せを行うこと。

ウ 市との協議を進めるにあたり、担当者1名と補助者1名を選任すること。

(2) 再委託について

ア 受託者は、本委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得た場合は、委託業務の一部を第三者に委託することができる。なお、再委託の相手方についてはできる限り市内事業者を活用するよう努めること。

イ 受託者は、委託業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置期間中の者、和歌山市暴力団排除条例（平成23年和歌山市条例第28号）に基づく入札参加除外措置を受けている者であってはならない。

ウ 受託者は、委託業務を再委託に付する場合は、上記8業務の適正な実施に関する事項の（1）及び（2）の事項について、再委託の相手方に遵守させるとともに、その責任は受託者が負うものとする。

10 その他

(1) 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。また、本委託業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受託者の負担とする。

(2) 本委託業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して企画業務の進捗状況について報告を求めることができることとする。

(3) 委託業務の実施にあたっては、市と十分協議したうえで行うこと。

(4) 本委託業務における制作物について、本市による無償の二次使用（ホームページへの掲載、他印刷物への掲載等）を認めること。

(5) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務

を進めるものとする。